

税制

〔 税 制 〕

1. 令和6年度市税制一覧表

税目	区	課税客体・納税義務者	賦課期日	賦課標準及び税率	申告期限	納期
市民税 (個人)		市内に住所を有する個人の前年中の所得(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日	①均等割 3,000円 ②所得割 6% (税率) ③(県民税)均等割 1,700円 ④(県民税)所得割 4% (税率) ⑤(国税)森林環境税 1,000円	・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 公的年金等支払報告書 1月31日	・普通徴収 第1期 7月1日 第2期 9月2日 第3期 10月31日 第4期 1月31日 ・特別徴収(給与)…毎月徴収分翌月10日 ・特別徴収(公的年金)…年金支払月の翌月10日(年6回)
(法人)		市内に事務所または事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)	申告納付	①均等割 資本金等の額 従業員数 税率 資本金等の額 従業員数 税率 50億円超 50人超 360万円 1千万円超 50人超 18万円 10億円超 50人超 210万円 1億円以下 50人以下 15万6千円 50億円以下 50人超 14万4千円 10億円超 50人以下 49万2千円 1千万円以下 50人以下 6万円 1億円超 50人超 48万円 上記以外の法人等 10億円以下 50人以下 19万2千円 ②法人税割 12.1% (税率) 8.4% (税率)	・法人税申告期限	・申告納付
固定資産税		土地 該当固定資産の所有者 家屋 償却資産	1月1日	・税率1.4/100 ・免税点 (土地) 30万円 20 〃 (償却資産) 150 〃	・償却資産 1月31日	第1期 4月30日 第2期 7月31日 第3期 12月27日 第4期 2月28日
軽自動車税 種別割		原動機付自転車 (特定小型原付含む) 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	4月1日	原付1種 50cc以下(定格出力0.6kw以下) 2,000円 特定小型原付 定格出力0.6kw以下、最高速度20km/h以下 2,000円 原付2種乙 50cc超90cc以下(定格出力0.6kw超0.8kw以下) 2,000円 原付2種甲 90cc超125cc以下(定格出力0.8kw超1.0kw以下) 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 〃 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 250cc超 6,000円 軽自動車二輪 125cc超250cc以下 3,600円 三輪及び四輪以上の軽自動車 別紙のとおり	・取得申告 納税義務の発生後15日以内 ・廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内	全期 5月31日
軽自動車税 環境性能割		車両の通常の取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車(新車・中古車)	取得時	環境性能割は市税となりますが、当分の間、県に納めていただくことになります。環境性能割の税率や支払方法等に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。 中予地方局 課税課(運輸支局駐在) 〒791-1113 愛媛県松山市森松町1075-2 自動車会館内 TEL 089-957-6621 FAX 089-957-6626		
市たばこ税		たばこの売渡し又は消費等	卸売販売業者等	申告納付	1,000本につき、6,552円	毎月の販売につき翌月の末日までに申告納付
入湯税		入 湯 客	申告納入	1人1日について150円	翌月15日	翌月15日
交付金		・交付金…国地方公共団体の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年3月31日	算定標準額の1.4/100	毎年6月30日

三輪及び四輪以上の軽自動車税率について

最初の新規検査※により、旧税率、新税率、重課税率のいずれかの税率になります。

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするときに受ける検査です。検査年月は、自動車検証(車検証)の上段の「初度検査年月」欄で確認できます。

初度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年のみの記載で検査月が記載されていません。その場合は、その年の12月を検査年月とします。

車種区分			(1) 旧税率	(2)新税率	(3)重課税率
			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(注)

・電気軽自動車、天然ガス自動車、エタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は対象外

軽自動車税のグリーン化特例について

令和5年度法制改正に伴い、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、適用基準を厳しくし、次のとおり軽自動車税のグリーン化特例が3年間延長されます。令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新規登録された軽四輪等(三輪以上の軽自動車)は、取得の翌年度分のみ軽自動車税が軽減されます。対象及び軽減割合は下表のとおりです。

【適用期間 ※1】 令和5年4月1日～令和8年3月31日		対象・要件等	特例措置の内容
乗用車 ※2		・電気自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適	概ね75%軽減
		合)	
軽貨物車		・電気自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適	概ね75%軽減
		合)	

※1 軽乗用車(営業用)の概ね25%軽減対象車両のみ特例措置の期限が2年延長(適用期間: 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

※2 営業用乗用車のうち、ガソリン車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね25%軽減。

軽減率と税率			税率(年額)			
			標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	-	-
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	-	-
		営業用	3,800円	1,000円	-	-